

(政治改革に関する特別委員会)

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律

案(衆第一一号) (衆議院提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員関係政治団体の収支報告書の記載の正確性に関する監視や政治資金の制度に関する提言等を行うため、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金監視委員会を置くものとする。
- 二、政治資金監視委員会の組織等については、委員長及び委員は、委員会の職務の遂行に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両院合同協議会の推薦に基づき、両議院の議長が、両議院の承認を得て、これを任命するものとともに、委員長及び委員の身分保障及び服務について規定するものとする。

三、政治資金監視委員会は、必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体の公署、政党その他の者に対して、説明又は資料の提出の要求その他必要な措置を講ずることができるものとする。

四、政治資金監視委員会は、国会議員関係政治団体の収支報告書に虚偽記入又は不記載があると認めるとき

は、当該収支報告書の訂正をさせるために必要な措置を講ずることができるとする。また、政治資金監視委員会は、その措置を講じたときは、その旨を公表しなければならないものとする。

五、政治資金監視委員会の委員長及び委員の推薦並びに委員会の要請を受けて国政に関する調査を行うため、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金の透明性の確保に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を置くものとする。

六、その他の政治資金の透明性を確保するための措置として、「照会及び相談並びに情報の提供等のための体制の整備」と「関係者への周知」について規定する。

七、政治資金監視委員会の設置のために必要となる人員については、国会職員の定員に上乗せして確保されることとともに、委員会の設置のために必要となる経費が確保されるよう、格別の財政措置が講ぜられるものとする。

八、この法律は、公布の日から施行する。